

海老名市事業系ごみ減量化基本方針の概要について

1 事業系ごみ減量化策について

(1) 啓発・指導

	基本方針
①排出事業者への指導強化	<ul style="list-style-type: none"> 多量排出者への指導 (今年度まで：全事業者、来年度以降：約 35 件×3 年) 収集運搬業者と未契約事業者への指導
②講習会の強化や学習会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> 収集運搬業者の許可更新（2 年毎）は、講習会受講を条件とする 排出事業者を対象とする学習会を新たに開催
③事業系ごみ適正処理パンフレットの改定	<ul style="list-style-type: none"> 写真やイラストを交え、より解りやすい内容に一新。 講習会での配布、保健福祉事務所や不動産会社等の協力を得て周知
④各種団体（商工会議所、飲食店組合、商店街等）との連携	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体との連携例 【商工会議所、保健福祉事務所、食品衛生協会、不動産会社】 パンフレットの配布、排出事業者に関する情報収集など 【飲食店組合】 生ごみ処理機補助制度の周知、食品ロス・食べ残し削減啓発 【商店街】 商店街単位でのごみ減量化の取り組み 広報誌等により、優良取り組み事例の紹介など、事業者のメリットも考慮した PR も必要

(2) 支援策

	基本方針
①生ごみ処理機購入費等補助制度	大型生ごみ処理機については、アンケートの結果、利用希望あり。費用対効果を考慮し、適切な補助額の設定。現行補助制度のさらなる PR
②多量排出事業所対策	多量排出事業所へのアンケートなど十分な聞き取り調査等を行い、その結果を踏まえ、必要に応じた支援策の検討を行う。
③少量排出事業所対策	市が収集運搬業者の受託条件（量・品目・エリア等）や少量排出事業所の排出状況等を市が把握することで、双方への情報提供が可能。市の指導・啓発にも活用できる。

(3) その他

	基本方針
①高座清掃施設組合搬入手数料改定に向けた三市の検討	市でも、搬入手数料の改定はごみの減量に有効な施策であると考えため、三市清掃行政連絡協議会の中で問題提起していく。
②高座清掃施設組合搬入物検査の強化	高座が実施する産業廃棄物などの混入防止を目的とした展開検査の強化とともに、市としても適正排出の指導を強化

2 事業系ごみ減量化策導入に当たっての留意事項

- (1) 家庭系ごみ有料化・戸別収集導入に伴う各事業者への周知の徹底
- (2) 外国人経営者等への対応方法
- (3) 効果の検証

事業系ごみ減量化策実施時期：準備が整った事業から速やかに実施